

認定通関業者の認定の公告

関税法第79条第4項の規定により、下記のとおり公告する。

平成30年3月27日

函館税関長 牧谷邦昭

記

1. 認定通関業者の名称及び住所

八戸港湾運送株式会社
青森県八戸市大字河原木字海岸16番4

2. 関税法第7条の2第1項に規定する特例委託輸入者から依頼を受けて同条第2項に規定する特例申告に関する業務を行う予定の営業所の名称及び所在地

(1) 八戸港湾運送株式会社
青森県八戸市大字河原木字海岸16番4

(2) 八戸港湾運送株式会社 コンテナターミナル課
青森県八戸市大字河原木字海岸42番

3. 関税法第67条の3第1項第2号に規定する特定委託輸出者から依頼を受けて同条第1項に規定する特定委託輸出申告に関する業務を行う予定の営業所の名称及び所在地

2. に同じ

4. 認定年月日

平成30年3月27日